

～ 健 口 と 輝 く 笑 顔 の た め に ～ ASSOCIATION

歯科衛生だより

発行人/金澤 紀子
 発行/公益社団法人 日本歯科衛生士会
 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
 TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023
<http://www.jdha.or.jp/>

2014 April vol. **20**

大規模災害時に お口と全身の健康を守るために



木本 一成^{1,2}、槻木 恵一^{1,3}、平田 幸夫^{1,4}

1 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 横須賀・湘南地域災害医療歯科学研究センター

2 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 口腔衛生学講座准教授

3 神奈川歯科大学大学院歯学研究科長、神奈川歯科大学大学院歯学研究科 口腔科学講座教授

4 神奈川歯科大学学長、神奈川歯科大学大学院歯学研究科 社会歯科学講座教授

1 大規模災害時での 歯科医学の取り組み

日本の地震発生数は多く、全世界で近年に発生したマグニチュード6以上の地震のうち2割強を占めることから、国や自治体は国民に減災を呼びかけています。また厚生労働省は、新たな都道府県医療計画の策定について、「災害時における医療」の確保を掲げて歯科医療機関の役割も示し、災害時の「歯科医療」や「歯科保健」の推進の重要性を述べています。

今後予測される大規模地震への対策や、局地的な風水害、大規模事故による局地災害などに備えるために、歯科医療・歯科保健を含めた被災者への健康支援の推進が必要になります。

の予防のための歯科保健対策について、コーディネート機能を発揮する役割を担当します。災害時の歯科医療関係者の役割には、緊急や被災者への「歯科医療」、(福祉)避難所等での「お口(口腔)のケアやライフステージ別の口腔衛生指導等による「健康支援」があります(図)。また、「身元確認作業」も被災直後から求められる歯科医師の役割になります。これらを円滑に実施するためには、自治体・関連団体や地域住民・関係者との間で、災害歯科コーディネーターによる連携・協調の調整が不可欠です。



2 大規模災害時での 歯科医療・歯科保健の活動

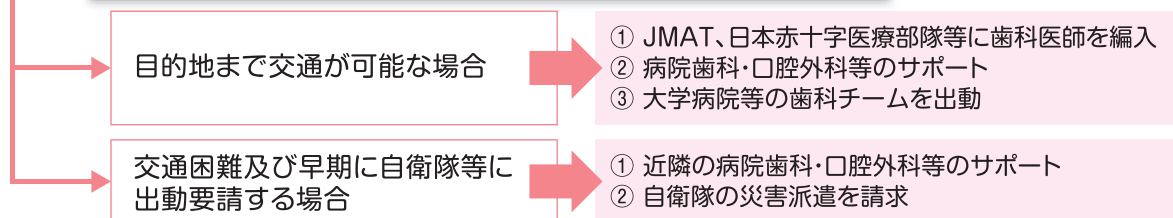
被災直後は情報収集と分析が必須で、医療・保健活動の需要を把握して、被災地以外からの人員と物資の救援体制の整備などを行います。公益社団法人日本歯科医師会では、歯科医学に精通した「災害歯科コーディネーター」を養成し、被災直後の被災者への歯科医療から、近い将来に引き起こされる「災害関連疾病・災害関連死」¹⁾

1)「災害関連疾病」とは、災害による直接的な被害ではなく、避難生活による過労・ストレスや環境の悪化(急性あるいは慢性的災害ストレス、口腔内環境の悪化などの環境因子等)などの間接的な原因で、疾病の発病または持病が悪化すること。これらの疾病によって命を失うことを「災害関連死」という。

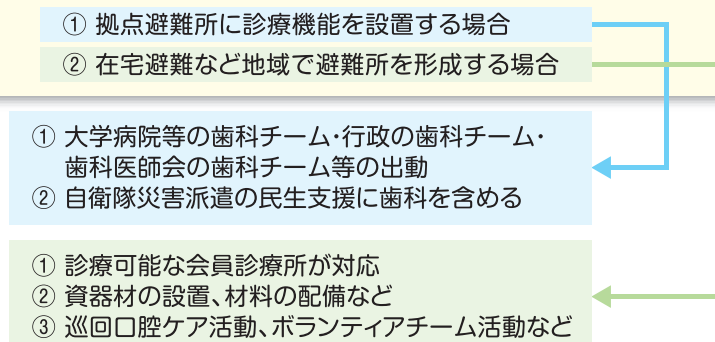
対策本部内の地域医療部

1. 緊急歯科医療(初期対応機能) 発生直後～
2. 被災者歯科医療(避難所ほか被災生活期) 3日～数か月
3. 避難者健康支援(仮設生活ほか在宅避難まで) 1か月～1年程度(災害規模により延長の場合がある)

1. 緊急歯科医療(初期対応) 拠点避難所での対応



2. 被災者歯科医療(避難所ほか被災生活期)



3. 避難者健康支援(仮設住宅生活ほか在宅避難生活まで)

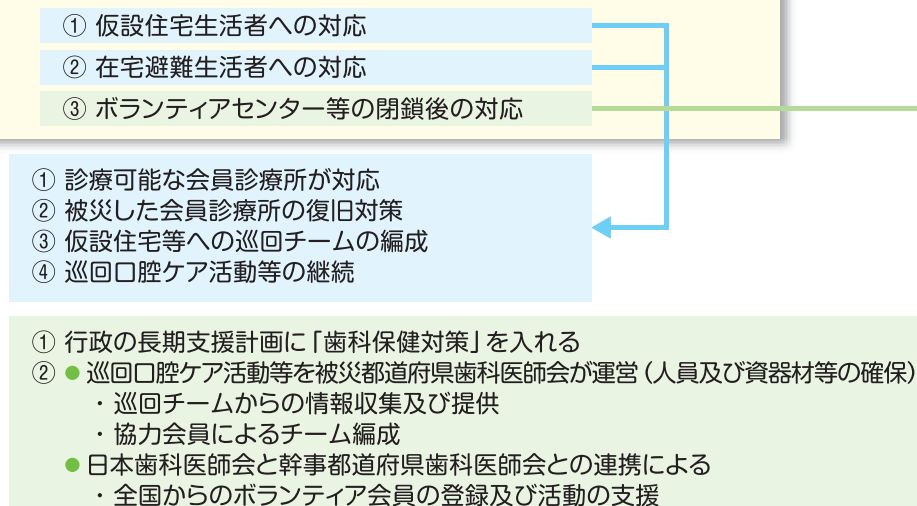


図 大規模災害時の被災者への歯科医療・歯科保健の活動(緊急歯科医療から口腔ケアによる健康支援)に関するフローチャート事例
(公益社団法人日本歯科医師会 災害時対策・警察歯科総合検討会議 編集:大規模災害時の歯科医師会行動計画 改訂版, 25ページ, 2013より一部改変)

さて、災害関連疾病には高血圧、糖尿病、生活不活発病(非感染性疾患の一部を含む)などがみられ、また災害関連死の原因には悪性新生物、脳血管障害、高齢者の肺炎が多いことなどが特徴です。被災による水不足や脱水、ストレスなどに起因して、口腔内が不潔になり、また汚れたままの義歯を装着し続けることで口腔内細菌が増加し、低

栄養や運動不足からの免疫力低下による「誤嚥性肺炎」の発症が明らかになっています。一般社団法人日本呼吸器学会「医療・介護関連肺炎診療ガイドライン」では、『誤嚥性肺炎の予防として、ワクチン接種、口腔ケアが有効である』として、口腔の清掃・清拭による口腔内細菌の減少から肺炎発症頻度の低下を促し、ひいては口腔のケア

が全身状態の改善に関与することを確認しています。つまり、本ガイドラインでは、歯科と医科との連携や情報共有によって、被災者の生命や健康を左右することが明らかにされています。

したがって、災害時の積極的な口腔のケアの実践が、“お口と全身の健康を守る”ことになります。「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドラ

イン」や、具体的な口腔のケア方法については、関連団体から多くの情報が示されています。以下のURLを参考に、有事の備えのために活用していただきたいと思います。

- 厚生労働省HP、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- 厚生労働省HP、生活支援ニュース第1号
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y57-img/2r98520000017y7w.pdf>
- 公益社団法人日本歯科衛生士会HP、口腔機能を高めて、いきいき健口生活をおくりましょう
<http://www.jdha.or.jp/pdf/okuchimamoru.pdf>
- 公益社団法人日本歯科衛生士会HP、災害時にお口の健康を守るために
<http://www.jdha.or.jp/pdf/hisaichi3.pdf>
- 一般社団法人日本口腔衛生学会HP、災害時避難所口腔ケア支援の手引き(保健師・看護師用)
http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/file/news/news_110425_manual.pdf

3 “平時”における大規模災害への備え

「備えあれば憂いなし」にならない、大規模災害を想定して、日頃から災害医療・保健の体制を整えなければなりません。厚生労働省は、2012年に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を一部改正し、全国の保健所設置市に告示しました。大規模災害では、多くの傷病患者が発生します。医療施設(病院・診療所)や医療従事者も被災し、傷病患者や被災者への医療・保健サービスの提供は困難になり、医療現場も混乱します。被災直後(0～72時間以内)ではどのような状況か分析し、何が必要か、どのようにしていくかという目標や活動内容を設定して、災害地域以外からの医療救援を待つことになります。その後(72時間以降)は、災害地域の実情に合わせて医療や保健の活動内容が修正されていきます。したがって、関係団体や関係者と連携して、平時から「保健所」を中心にした保健活動の支援体制の整備が各自治体に求められています。

災害関連疾病や災害関連死の予防を含んだ歯科保健の実践のためには、すべての被災者に、口腔の清掃・清拭

に使用されるケア用品の確保が重要な課題になります。よって、各自治体、関連機関、家庭や職場(企業)にケア用品の備蓄を推奨します。備蓄したケア用品の支給については、災害医療対策会議等での意見調整や、災害拠点病院・その他の病院・診療所・薬局、医療救護所、(福祉)避難所で使用する備蓄量(おおむね3日分以上を目安)を災害歯科コーディネーター等が助言します。そこで、備蓄が必要と考えられる口腔のケア用品と関連品目を、以下に列挙します(表)。なお、ライフステージ(乳幼児～高齢者・障害児者)によってケア用品が異なり、また被災者の中には歯列矯正患者やインプラント患者など個人の特殊性に適したケア用品も日常に利用していることから、かかりつけ歯科医が推奨するものも追加します。各家庭・個人でも、災害支援物資が十分に供給されるまでの期間は、口腔の清掃・清拭ができるケア用品(ライフステージに適応した清掃用具、ノンアルコールウェットティッシュ、フッ化物配合歯みがき剤、ノンアルコール洗口液、保湿ジェルなど)の備蓄が必要になります。

歯科医療関係者は、災害時のみならず、平時においても地域での啓発を図る役割を担当し、国民の歯科医療・歯科保健を常に支援しています。

表 備蓄が必要な口腔のケア用品と啓発資料一覧

口 腔 の ケア用品	歯ブラシ*(幼児用・学童用・成人用・シングルタフト・かかりつけ歯科医推奨等)、スポンジブラシ*、歯間ブラシ、舌ブラシ、(ホルダー付)デンタルフロス、ノンアルコールウェットティッシュ*、滅菌ガーゼ、フッ化物配合歯みがき剤*(液状・ジェル状・フォーム状)、ノンアルコール洗口(リンス液)*、保湿ジェル*、フッ化物洗口製剤(容器一式含む)、シュガーレスガム、義歯洗浄剤、消臭・抗菌剤、等
啓発資料	災害時 口腔清掃・清拭のための啓発用リーフレット・ポスター*(歯ブラシ・デンタルフロス等による口腔清掃、舌苔除去や粘膜の清拭を含めた口腔衛生管理のための口腔ケア、口腔機能の維持向上のための口腔ケア)、他

*とくに備蓄または準備しておくべき口腔のケア用品と資料